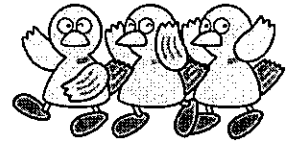


彩の国



埼玉県のマスコット コバトン

平成21年度

# 事務概要

埼玉県監査事務局

## 目 次

### 事務概要

○ 監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	
1 監査の種類	1
2 平成21年度の監査の概要	2
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	2
指摘、注意、意見の区分	3
3 平成21年度に公表した監査の結果等	4
(1) 定期監査	4
(2) 財政的援助団体等監査	13
(3) 決算審査	14
(4) 健全化判断比率等審査	16
(5) 住民監査請求監査	18

### 《資料編》

平成21年度に公表した監査の結果等	21
1 定期監査	21
(1) 実施課所数	21
(2) 監査の結果	22
ア 平成20年度第4回公表	22
イ 平成21年度第1回公表	27
ウ 平成21年度第2回公表	35
エ 平成21年度第3回公表	40
2 財政的援助団体等監査	45
(1) 監査対象団体及び実施団体	45
(2) 監査の結果	45
3 住民監査請求	46
(1) 年度別処理状況(平成17年度以降分)	46
(2) 請求事案及び結果(平成17年度以降分)	46

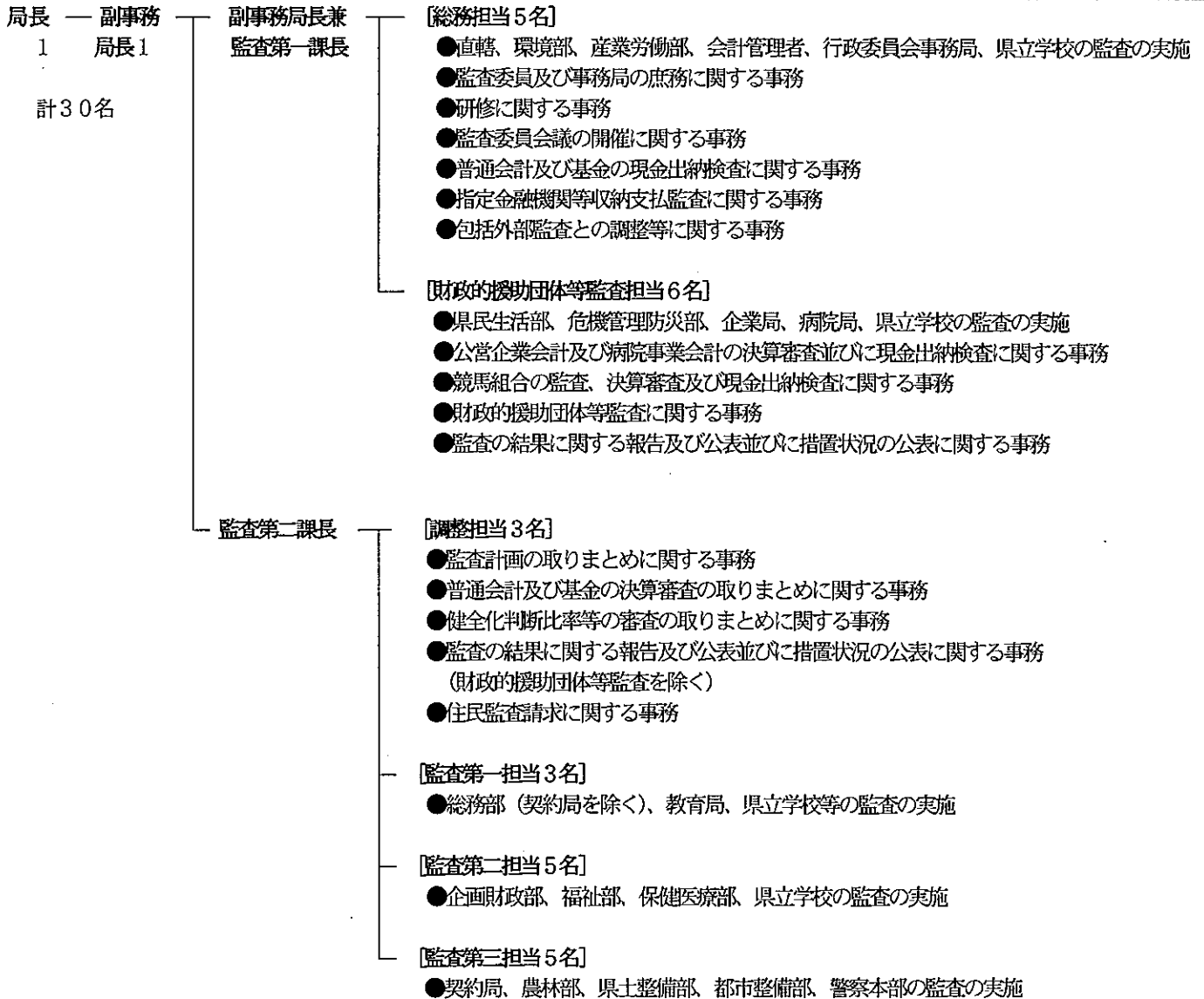
# 監査委員

平成21年7月15日現在

氏名	区分	備考
根岸和夫	代表監査委員 常識見選出	税理士 H21.7.11～
米田正巳	監査委員 非識見常選出	公認会計士 H20.3.26～
田中龍夫	監査委員 非識見常選出	H21.3.28～
大山忍	監査委員 非識見常選出	H21.3.28～

## 監査事務局の組織及び事務分掌

平成21年4月1日現在



## 1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	必要と認めるとき
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## 2 平成21年度の監査の概要

○ 平成21年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査 (行政監査を含む。)	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。 最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、21年度は、「契約事務（競争性や手続の透明性の確保）」と「財産管理事務（公有財産の適正な管理・活用、物品の取得から管理、処分に至る一連の手続、未収債権の管理・回収）」を重点監査項目としました。	600課所	指摘 5件 注意 54件 意見 4件
財政的援助団体等監査	県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び県の公の施設を管理している指定管理者に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。	53団体 65箇所	注意 1件
住民監査請求監査	執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。	3件	棄却1件 (一部却下) 却下2件
決算審査	一般会計、特別会計及び公営企業会計について、決算数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的・効果的に行われているか等について審査しました。	一般会計 14 特別会計 4 公営企業会計	知事へ審査 意見書を提出
健全化判断比率等審査	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。	一般会計等	同上
基金運用状況審査	運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。	3基金	同上
現金出納検査	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 14 特別会計 4 公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

※1 平成22年3月5日現在の数値である。

2 定期監査の実施課所数は予定を含む。

○ 指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの</p>
注 意	<p>事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの</p>
意 見	<p>次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの</p> <p>1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの</p> <p>2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの</p>

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。  
意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成21年度に公表した監査結果の指摘、注意及び意見の内容は、次のように区分しています。

収入・・・調定の遅れや誤り、納入通知書や督促の遅れ、債権管理簿や現金出納簿への記載漏れなど収入に係る不適正な事務処理

支出・・・支出負担行為決議書の未作成、支払遅延など支出に係る不適正な事務処理

契約・・・予定価格調書の未作成、分割発注、合理的理由のない1者随意契約、年度を越えた履行確認など契約に係る不適正な事務処理

財産・・・行政財産の使用許可漏れ、備品の処分に必要な手続きを欠くものなど財産に係る不適正な事務処理

給与等・・・各種手当の認定誤り、旅費の支給誤り、報酬等の支払遅延など給与等に係る不適正な事務処理

その他・・・的確な事業執行がなされていないもの、職員の管理監督等が不十分なものなど

### 3 平成21年度に公表した監査の結果等

#### (1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、年4回公表しています。

平成21年度は、次のとおり平成20年度監査実施（第4回公表）分及び平成21年度監査実施（第1回～第3回公表）分を公表しました。

区 分	対象機関	監査実施期間	公 表 日
20年度第4回公表	166機関	21年1月26日 ～3月27日	21年7月3日
21年度第1回公表	198機関	21年6月5日 ～8月19日	21年10月6日
21年度第2回公表	126機関	21年9月3日 ～12月4日	21年12月15日
21年度第3回公表	138機関	21年12月4日 ～22年1月28日	22年3月5日

#### ア 監査結果

【参考】

区 分	平成21年度	平成20年度
指 摘	6	47
注 意	64	21
意 見	6	38
計	76	106

#### イ 指摘

##### (ア) 平成20年度監査実施分・第4回公表

区 分	内 容
契約（1件）	・ 消耗品購入の伝票を書き換えて不正に備品を購入していたもの
計（1件）	

##### (イ) 平成21年度監査実施分・第1回～第3回公表

区 分	内 容
収入（2件）	・ 調定事務が年度を越えて大幅に遅延していたもの ・ 収納現金の納付が年度を越えて大幅に遅延していたもの
契約（2件）	・ リース契約で履行確認しないまま定期保守代を支払っていたもの ・ 分割発注、翌年度納入が繰り返されたもの
財産（1件）	・ 必要な修繕を長期にわたり漫然と怠っていたもの
計（5件）	

ウ 注意

(ア) 平成20年度監査実施分・第4回公表

区 分	内 容
収入（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産の使用許可が遅延し、納期限の過ぎた納入通知書を発行していたもの</li> <li>道路橋りょう使用料及び河川使用料の調定・納入通知書の発行が大幅に遅延していたもの</li> </ul>
契約（6件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の契約として実施すべき修繕工事を分割して、1者見積りによる随意契約としていたもの</li> <li>業務委託契約で仕様書が不明確であったものや再委託先を確認せず再委託の承認を行っていたもの</li> <li>要件を満たさない随意契約により、牛の飼料を購入していたもの</li> <li>業務委託契約に当たり、同じ条件による見積合わせが行われないうまま業者選定がなされていたもの</li> <li>1件の契約として購入すべき備品を分割して、随意契約で購入していたもの</li> <li>1件の契約として購入すべき備品を分割して、1者見積りによる随意契約としていたもの</li> </ul>
財産（1件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援会が生徒用に設置する複写機について、行政財産の使用許可がなされていなかったもの</li> </ul>
その他（1件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区の検査実施後の進行管理を怠り、改善措置報告の提出が定めた期限から大幅に遅延していたもの</li> </ul>
計（10件）	

(イ) 平成21年度監査実施分・第1回～第3回公表

区 分	内 容
収入（5件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら定めた規則に反し、使用料・手数料の調定及び納入通知書の発行が恒常的に遅延していたもの</li> <li>現金の払い込みが遅延したもの</li> <li>普通財産の貸付額の算出誤りによる徴収漏れがあったもの</li> <li>消滅年月日未記入なものが複数あるなど債権管理簿の管理が不適切なもの</li> <li>生徒修学奨励費貸付金の未返還金について債権回収の取組が不十分であったもの</li> </ul>
支出（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品購入に当たり、支出年度を誤っていたもの</li> <li>交付決定が遅れ、かつ不十分な履行確認により補助金を確定していたもの</li> </ul>



<p>契約（38件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わず入札を認めたもの</li> <li>・ 予定価格調書を作成しないで契約を締結していたもの（6件）</li> <li>・ 業務委託契約の履行確認に当たり、検査調書を作成しなかったもの（1件）</li> <li>・ 業務委託契約の履行確認に当たり、業務完了前に検査を行っていたもの（4件）</li> <li>・ 2者以上の見積書が必要な業務委託契約で、事前に徴取した参考見積書を使用したため、実質的に1者見積りとなってしまったもの</li> <li>・ 1件の契約として実施すべき工事を分割して、予定価格調書を作成しないで契約したもの</li> <li>・ 1件の契約として購入すべき消耗品を分割して、1者見積りによる随意契約としていたもの（3件）</li> <li>・ 委託業務契約書に所長の記名・押印がなく、かつ検査調書を作成しないなど完了検査が不適切であったもの</li> <li>・ 1社のみから見積書を徴する場合にもかかわらず、設計金額を事前に公表したもの</li> <li>・ 修繕の完了届が提出される前に検査を行い、かつ50万円以上の物品購入契約にもかかわらず請書を徴取しなかったもの</li> <li>・ 50万円以上の契約にもかかわらず予定価格調書を作成せず、かつ必要な数の見積書を徴取しないまま契約を締結していたもの</li> <li>・ 3者による見積合わせの前に、事実上1者による随意契約を締結していたもの</li> <li>・ 50万円以上の契約にもかかわらず請書を徴取しなかったもの</li> <li>・ 工事契約において年度を越えて履行確認していたもの</li> <li>・ 1件の契約として購入すべき備品を分割して、1者見積りによる随意契約としていたもの</li> <li>・ 緊急、迅速を要件とする随意契約の適用に誤りがあったもの</li> <li>・ 業務委託契約の履行検査が繰り返し遅延したもの</li> <li>・ 業務委託契約に当たり、見積書を徴取せず、かつ前金払いや完了検査が不適切であったもの</li> <li>・ 業務委託契約に係る予定価格の積算根拠が不適切で、かつ業務内容の変更に係る変更契約を行わなかったもの</li> <li>・ 詳細な仕様書を作成せず、かつ変更契約を行わずに契約金額の減額を行っていたもの</li> <li>・ 要件を満たさないにもかかわらず、入札保証金・契約保証金を免除していたもの</li> </ul>
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護に係る契約事項が守られていなかったもの（2件）</li> <li>・ 業務委託契約で仕様書が不明確であったもの</li> <li>・ 1件の契約として競争入札すべきにもかかわらず分割して随意契約としていたもの</li> <li>・ 提案を求める事項や期間が十分でない企画提案型随意契約を執行したもの</li> <li>・ 契約書に定める仕様書が作成されず、納入期限等が定められていなかったもの</li> <li>・ 住宅修繕において、現地確認を行わず入居者等からの報告による検査で修繕費を支出していたもの</li> </ul>
財産（3件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務規則上必要な処分協議、不用決定伺、廃棄伺をせずに備品を処分したもの（3件）</li> </ul>
給与等（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同様な相談業務にもかかわらず医師への報酬額が異なる状態を放置したもの</li> <li>・ 県立学校体育施設開放事業で管理指導員の謝金支払いの根拠が不明確であったもの</li> </ul>
その他（4件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題に関する専門家派遣制度が十分活用されていなかったもの</li> <li>・ 廃棄物処理に当たり、行政代執行によらず県が撤去していたもの</li> <li>・ 監査意見を出したにもかかわらず、効果的な事業執行ができなかったもの</li> <li>・ 指定管理者の管理運営状況の確認が不適切であったもの</li> </ul>
計（54件）	

## エ 意見

### （ア）平成20年度監査実施分・第4回公表

区分	内容
計（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の入札において、適切な入札参加資格の設定を求めるもの</li> <li>・ 行政代執行に要した費用の適正な債権管理を求めるもの</li> </ul>

### （イ）平成21年度監査実施分・第1回～第3回公表

区分	内容
計（4件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくり資金制度の見直しなどを求めるもの</li> <li>・ 障害者就労定着支援事業の効率的な執行を求めるもの</li> <li>・ 教職員に情報管理の徹底を求めるもの</li> <li>・ 「運動部活動充実事業」と「体育活動充実・活性化事業」の一本化と充実を求めるもの</li> </ul>

## オ 主な事例

### (ア) 指摘

<b>1 不適切な物品管理事務について（平成21年7月3日公表）</b>
納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き換えを指示し、試験研究用の消耗品を購入したことにして、備品を不正に購入した。 備品出納簿に記載された90点の備品の所在が不明、また、500点の備品が備品出納簿に記載されていなかった。

<b>2 歳入の調定遅延について（平成22年3月5日公表）</b>
平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金還付の通知を受理した。 しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。

<b>3 不適切な消耗品の購入について（平成22年3月5日公表）</b>
平成20年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のような不適正な事務処理を行った。 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を10万円未満に分割した。 2 12月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたこととして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。

### (イ) 注意

<b>1 不適切な契約について（平成22年3月5日公表）</b>
平成20年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約（いずれも5年間の長期継続契約）に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ63,630円と149,869円であることから予定価格調書を作成しなかった。 契約期間全体の執行予定額は、それぞれ636,300円と1,498,690円であり、いずれも50万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。

2 不適切な工事契約について（平成22年3月5日公表）

平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事（需用費）（499,800円）及び公園等建設工事（需用費）その2（499,800円）を随意契約により行った。

2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。

このような工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。

（ウ） 意見

1 彩の国福祉のまちづくり資金について（平成21年10月6日公表）

平成15年度から20年度の間新規貸付した福祉のまちづくり資金は、平成18年度1件、10,000千円のみであり、福祉のまちづくりの促進に十分利用されているとは言い難い。

長期にわたり貸付け実績が低迷している原因を分析し、抜本的に制度を見直すなどにより、福祉のまちづくりを促進する必要がある。

2 情報管理の徹底について（平成21年10月6日公表）

平成19年度・20年度の2年間に、生徒の個人情報が記録されたパソコン等の紛失が5件発生したほか、生徒指導要録を誤って廃棄するなど紙文書での事故も2件発生している。

事故のたびに、情報管理徹底の通知や研修などが行われているが、教職員一人ひとりに情報管理の重要性が十分浸透しているとは言い難い。

教育局の関係各課及び教育事務所が一体となり、学校現場を指導する必要がある。また、各学校においては、校長が中心となり、すべての教職員が情報管理の重要性をしっかりと認識するよう努める必要がある。

## カ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

平成21年度の措置状況の公表により、18年度以前の監査結果はすべて措置済となりました。

監査結果		21年度措置状況				措置累計 (B)	措置率 (B/A、%)
年度	件数(A)	指摘	注意	意見	計		
17年度	263	—	—	1	1	263	100
18年度	219	—	—	1	1	219	100
19年度	107	2	—	5	7	105	98
20年度	111	22	15	18	55	93	84
21年度	63	1	34	1	36	36	57
計	763	25	49	26	100	716	94

※ 21年度監査結果は、第3回（平成22年3月5日）公表分まで。

### (ア) 主な事例

#### a 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
教育局 岩槻北陵高校	<p>平成20年9月末の授業料の累積滞納額が、3,740,300円と多額であるにもかかわらず、学校の対応は、当該月分の引落不納通知と前月分の督促状を送付するにとどまり、滞納者の名寄せを行うこともせず、累積滞納の状況すら把握していなかった。</p> <p>長期滞納者に対する債権管理を怠り、電話催告や家庭訪問による督促などを行わなかったことは著しく不適切である。 (平成21年3月6日・第2061号)</p>	<p>適切な債権管理を図るため、「授業料等の徴収及び債権管理事務の手引き」に基づき事務処理を行うこととした。</p> <p>即時に滞納状況及び督促の記録が確認できるよう、未済者一覧・督促記録ファイルを整備した。その上で、事務室が中心となり、教職員と連携して督促を行い、文書催告、電話督促、家庭訪問を実施した。</p> <p>その結果、平成21年9月末の収入未済額を2,071,900円に圧縮した。 (平成21年12月15日・第2142号)</p>
総務部 職員課	<p>「埼玉県職員住宅維持管理業務委託」は、部の契約業者等選定委員会において、3業者を選定したのち、見積合わせを行い、19,425千円で随意契約により契約を締結した。</p> <p>競争入札資格要件を公示し、競争入札を実施すべきであった。 (平成20年10月3日・第2019号)</p>	<p>平成21年度の契約について、平成21年3月30日に一般競争入札を実施し、落札した業者と平成21年4月1日付けで業務委託契約を締結した。 (平成21年10月6日・第2122号)</p>

b 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
福祉部 障害者福祉 推進課	<p>伊豆潮風館の管理運営に当たり、「指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することになっているが、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 四半期に1回現地モニタリングを行うべきところ、20年度は実際に宿泊してモニタリングすることを理由に年2回の実施であった。</p> <p>2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20年度は定めていなかった。</p> <p>(平成21年10月6日・第2122号)</p>	<p>効果的にモニタリングが実施できるよう実施要領を宿泊を伴うモニタリングを年2回、宿泊を伴わないモニタリングを年2回実施するよう見直した。</p> <p>また、平成21年度については、モニタリングの重点実施事項を定め、指定管理者に通知し、平成21年9月に調査を実施した。</p> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>
県土整備部 飯能県土整備事務所	<p>平成21年度に事務所の車庫の大型シャッター(788千円)及び玄関の自動ドア(525千円)を修繕した。これらの予定価格は50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p> <p>(平成21年12月15日・第2142号)</p>	<p>監査結果の詳細について、10月13日に役付会議で情報の共有を図り再発防止を徹底した。</p> <p>また、適正な財務事務を執行するため、10月21日に全職員を対象として財務事務の職場研修を実施した。</p> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>
教育局 児玉白楊高校	<p>平成20年7月、重要物品であるシーケンス制御負荷装置の売払い処分を行った。しかし、埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定、売払い等、一連の事務手続きを行うことなく処分していた。</p> <p>(平成21年12月15日・第2142号)</p>	<p>再発防止のため、物品の廃棄について職場研修を実施し、埼玉県財務規則等の遵守と適正な事務処理の執行の周知及び徹底を図ることとした。</p> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>

c 意見

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
環境部 水環境課	<p>土壌汚染早期発見事業では、汚染の可能性のある事業者に対して詳細調査を勧めているが、法令等に定めがない任意の取組であるため、経済的理由などにより詳細調査を実施しない事業者が多い。</p> <p>県は、事業者が行う詳細調査及び県が行う周辺環境調査等の実施基準を定め、適正に指導を行うべきである。</p> <p>(平成20年10月3日・第2019号)</p>	<p>平成21年12月に「有害物質取扱事業所の土壌簡易測定結果検出(陽性)事例の対応方針」を策定し、土壌の簡易調査で有害物質が検出された場合に、事業者に対する詳細調査等の早期実施、地下水等周辺環境や住民に及ぼす影響の確認及び対応方法等について、方針を定め明文化した。</p> <p>今後は、当方針に基づいて事業者に対する適切な指導を行い、土壌汚染の早期発見及び周辺環境への汚染拡大防止に努める。</p> <p>(平成22年3月5日・第2163号)</p>

(2) 財政的援助団体等監査

出資団体、補助金等交付団体及び指定管理者計 53 団体、65 箇所を監査しました。

監査の結果、次のとおり注意事項 1 件がありました。

また、監査結果に対する措置状況 2 件を公表しました。

ア 指摘

なし

イ 注意

項目	内容
契約 (1 件)	・ 明確な理由なく 1 者随意契約を締結したもの
計 (1 件)	

ウ 意見

なし

エ 監査結果に対する措置状況

(ア) 注意

対象機関	監査結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
財団法人 埼玉県公園緑 地協会	財団法人が、県からの委託事業で液晶テレビ等の備品を 1 者による随意契約で購入したが、1 者による随意契約の明確な理由がなかった。  財団法人の財務規程に基づき、複数の業者による入札又は見積合わせを実施する必要がある。  (平成 21 年 12 月 15 日・第 2142 号)	再発防止のため、契約事務について、所長会議や各事業所に対する内部監査を通じて、財団法人財務規程の遵守を改めて職員に周知するとともに、出納員によるチェックを徹底し、事務処理の適正化を図った。  (平成 22 年 3 月 5 日・第 2163 号)

(イ) 意見

対象機関	監査結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
総務部	学校法人において、経理規程や給与規程等と異なった取扱いをしている事例がみられるので、法人に対し適切な指導を行う必要がある。  (平成 21 年 3 月 6 日・第 2061 号)	高等学校等教頭・事務長会議及び幼稚園事務研修会の中で指導を徹底するとともに、実地検査の中においても諸規程の履行状況について確認する。  (平成 21 年 7 月 3 日・第 2095 号)



### (3) 決算審査

平成20年度の決算審査の結果の概要は次のとおりです。

#### ア 一般会計・特別会計

歳入歳出決算の計数に誤りがないことを確認しましたが、監査委員が付した意見の内容は次のとおりです。

##### ○ 財政基盤の強化について

引き続き、県の裁量により発行できる通常債の抑制を図るとともに、新行財政改革プログラムに基づく改革を進め、行財政基盤の強化が必要である。

##### ○ 県税収入の確保について

職員の派遣や地方税法第48条に基づく直接請求を、収入未済額が大きい大規模市に重点化することや、徴収率が低い市町村に対しては、県平均を踏まえた目標値を定めて徴収対策を強化するよう促すなど、実効性・即効性が期待できる取組が必要である。

##### ○ 適正な債権の管理について

貴重な財源の確保と負担の公平を図るため、次の点に留意し適正な債権の管理に努める必要がある。

- ・ 収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進する。
- ・ 債権管理マニュアルを整備するとともに、事務処理能力の向上に向けた研修の充実を図る。
- ・ 未収債権は、徴収可能性等の分類を行い優先順位を付けて取り組むなど、効果的・効率的な対策の強化を図る。

## イ 公営企業決算

公営企業会計（４事業会計）の決算については、地方公営企業法等関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると確認しましたが、監査委員が付した意見の内容は次のとおりです。

### 《地域整備事業会計》

#### ○ 経済動向に留意した産業団地の整備について

現在、分譲を予定している産業団地については、戦略的な企業誘致を展開するとともに、販売手法等を工夫するなどして、完売に努める必要がある。

また、景気の先行きの不透明感が高まるなか、新たな事業化については、特に慎重な判断が必要である。

### 《水道用水供給事業会計・工業用水道事業会計》

#### ○ 送水管路等の耐震化について

送水管路の耐震化工事は工期が長期間に及ぶため、水道施設の中で耐震化が遅れている送水管路等について、早急かつ計画的に耐震化に取り組む必要がある。

### 《病院事業会計》

#### ○ 県立病院の経営健全化の推進について

今後、がんセンターの新病棟建設が予定されており、早期に病院事業の収支の改善を図るため、国の医療制度改革の動向等を見極めながら、経常黒字化に向け努力する必要がある。

#### (4) 健全化判断比率等審査

知事から審査依頼を受け、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率が正確に算定されているかを審査するものです。

##### ○ 健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額（上水道などの公営企業の損益）を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金（上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算）の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

##### ○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※資金不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

##### ア 健全化判断比率

審査に付された平成20年度一般会計などの決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

##### 【参考】

健全化判断比率	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	－	－	3.75%
②連結実質赤字比率	－	－	8.75%
③実質公債費比率	12.5%	13.3%	25%
④将来負担比率	241.7%	237.8%	400%

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は－（マイナス）であり、赤字は生じていない。

## イ 資金不足比率

審査に付された平成20年度公営企業会計の決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、すべての会計において資金不足は生じていませんでした。

### 【参考】

審査対象の会計	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20%
工業用水道事業会計	—	—	20%
水道用水供給事業会計	—	—	20%
地域整備事業会計	—	—	20%
流域下水道事業特別会計	—	—	20%

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

## (5) 住民監査請求監査

平成21年度に処理した住民監査請求は、次の3件です。

### ア 行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件

#### 〈監査結果〉

使用料条例等の関係例規に基づき、適正に行政財産の使用許可がなされており、請求に理由がないものとして棄却する。

#### 〈請求内容の要旨〉

知事等は、地方職員共済組合埼玉県支部に対し、その管理する行政財産に、自動販売機設置のための使用を許可するとともに使用料を免除した。自動販売機設置に係る実際の収支を考慮するならば免除する必要性はなく、減免基準を機械的・更新的に適用したのは裁量権の乱用である。

当該使用料を免除したことは、不当な財産の管理行為又は公金の徴収を怠る事実当たり、県に当該額の損害が発生しているため、当該損害を補てんし、不当な財産の管理の再発を防止するため必要な措置を求める。

### イ 情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件

#### 〈監査結果〉

職員に支給した給与の一部が不当な公金の支出に当たるとする主張は、不当性の理由が述べられておらず、また不当とする事実を証する書面も添付されていないため、住民監査請求の要件を具備しない不適法なものとして却下する。

#### 〈請求内容の要旨〉

職員が、勤務中に執務室内で請求人に対して行った30分間の行政指導は不当である。知事が当該職員に支給した給与のうち、その行政指導の対価に相当する額は不当な公金の支出に当たる。

本件公金支出の原因となった本件先行行為（職員の行政指導）の再発防止・行政財産の効率的活用その他の必要な措置を求める。

### ウ みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件

#### 〈監査結果〉

当該補助金の交付決定が違法・不当とする主張は、その理由あるいは事実が客観的・具体的に示されておらず、また違法・不当とする事実を証する書面も添付されていないため、住民監査請求の要件を具備しない不適法なものとして却下する。

#### 〈請求内容の要旨〉

駅構内のエスカレーター・エレベーター設置は鉄道事業者負担とする事実を認識しないまま交付決定したこと、交通バリアフリー法では事業費補助するべきである

と規定されていないことから、当該補助金の交付決定は違法・不当である。  
市に対する当該補助金の交付差し止め等を求める。

# 《資 料 編》

## 平成21年度に公表した監査の結果等

### 1 定期監査

#### (1) 実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成17年度	629	322	307	51
平成18年度	589	352	237	60
平成19年度	593	389	204	66
平成20年度	587	308	279	52
平成21年度	600	326	274	54

※平成21年度は予定を含む。



## (2) 監査の結果

ア 平成20年度第4回公表(平成21年7月3日)

(ア) 監査の対象機関 166機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、県央地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
福祉部	埼玉学園
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、朝霞保健所、鴻巣保健所、熊谷保健所、越谷保健所、県立大学、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
農林部	東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター茶業特産研究所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、荒川右岸下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、長瀬げんきプラザ、加須げんきプラザ、神川げんきプラザ、上尾沼南高校、上尾鷹の台高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、入間向陽高校、浦和北高校、浦和工業高校、浦和商业高校、浦和西高校、浦和東高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、大宮東高校、大宮南高校、小川高校、越生高校、川口高校、川越西高校、川越南高校、川本高校、北川辺高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋高校、越谷北高校、越谷東高校、越谷南高校、坂戸高校、幸手商業高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山青陵高校、志木高校、菖蒲高校、庄和高校、誠和福祉高校、草加高校、草加西高校、玉川工業高校、所沢高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、南稜高校、新座総合技術高校、新座柳瀬高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、羽生第一高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、不動岡高校、松伏高校、松山高校、松山女子高校、三郷工業技術高校、宮代高校、八

	潮南高校、与野高校、寄居高校、寄居城北高校、和光国際高校、鷺宮高校、蕨高校、上尾養護学校、大宮北養護学校、大宮ろう学校、川口養護学校、川越養護学校、川島ひばりが丘養護学校、騎西養護学校、久喜養護学校、熊谷養護学校、越谷養護学校、東松山養護学校、日高養護学校、三郷養護学校、宮代養護学校、盲学校、毛呂山養護学校、和光養護学校、和光南養護学校
警察本部	浦和警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、狭山警察署、東松山警察署、熊谷警察署、行田警察署、加須警察署、岩槻警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署

備考

平成21年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
教育局	養護学校（16校）	教育局	特別支援学校（16校）
	大宮ろう学校		特別支援学校大宮ろう学園
	盲学校		特別支援学校塙保己一学園

(イ) 監査実施日

平成21年1月26日～平成21年3月27日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
農林部 農林総合研究センター	<p>平成15年度から19年度にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、透明摺りメスフラスコ、ホールピペット、丸底フラスコなど合計4,150,091円分の試験研究用の消耗品を購入したことにして、プロジェクターほか29点の備品を不正に購入した。</p> <p>また、備品出納簿に記載されている90点の備品の所在が不明であり、さらにセンター内にある500点の備品については、備品出納簿に記載されていない。</p> <p>備品の取得、管理及び処分について、著しく不適切であった。</p>

b 注意

対象機関	監査の結果
保健医療部 県立大学	<p>県立大学敷地内の食堂や売店等については、例年、年度初めの4月1日に行政財産の使用許可をしている。</p> <p>平成20年度は事務手続きが遅れ、5月になってから4月1日付けで5件の使用許可をした。行政財産使用料の調定も4月1日に遡って行い、4月15日を納入期限とする納入通知書（5件計697,532円）を発行し、5月23日及び26日に相手方に渡し、5月末から6月初旬にかけて順次徴収した。</p> <p>また、実際に納入通知書を発行した時点で、埼玉県財務規則が定める督促状発行期限（納期限の翌日から40日以内・5月25日）を経過することから、5月20日に督促状を作成し、相手方への通知をせず、債権管理簿に記載するにとどめていた。</p> <p>納期限の過ぎた納入通知書を渡し、相手方に通知をしない督促状を作成したことは、不適切な事務処理であった。</p>
農林部 農業大学校	<p>平成19年度に随意契約により施設野菜1号棟換気扇制御器修繕（99,225円）、施設野菜3号棟換気扇モーター修繕（63,000円）及び施設野菜温室戸車の修繕（98,910円）の工事を行った。</p> <p>3件の修繕箇所はいずれも校内で、見積日が同一であり発注した業者も同一であった。総額で261,135円の契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
農林部 東松山農林振興センター 本庄農林振興センター	<p>埼玉県土地改良区等検査規程第14条第2項では、「検査の結果特に改善整備の必要があると認められる事項のある場合は、必要な指示をするとともに、期限を定めて当該事項についての措置につき報告を求める」ことになっている。</p> <p>以下の農林振興センターでは、検査の結果、改善指示事項が認められたことから、期限を定めて措置の報告を行うよう土地改良区へ通知した。しかし、検査実施後の進行管理を怠り、報告を受けることが大幅に遅れていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東松山農林振興センター 報告期限 平成20年 3月25日 報告書受理 20年12月16日</li> <li>2 本庄農林振興センター 報告期限 20年 3月21日 報告書受理 20年12月22日</li> </ol>

<p>農林部 本庄農林振 興センター</p>	<p>平成19年度に埼玉北部土地改良区連合と契約した神流川頭首工操作及び点検整備等業務委託契約（4,560千円）は、以下の点が不適正であった。</p> <p>1 契約書の仕様の内容に委託業務の具体的な記述や数量がなく、一式となっていたものがあった。</p> <p>また、事業完了報告書の支出内訳も同様に一式となっており、業務内容が不明確なものがあった。</p> <p>2 電気設備業務ほか3業務の再委託を承認しているが、再委託先を確認することなく承認していた。</p>
<p>県土整備部 さいたま県 土整備事務 所</p>	<p>道路橋りょう使用料の徴収は、埼玉県道路占用規則第5条では前年度からの継続分については、当該年度分を5月末日までに徴収することになっている。</p> <p>また、河川使用料の徴収にあたっては、土木部長通達で速やかに調定することになっている。しかし、道路橋りょう使用料及び河川使用料について、平成19年度の156件のすべて、20年度の157件のすべてが、調定や納入通知書の発行が遅れたため、6月から11月に徴収されていた。</p>
<p>教育局 総合教育セ ンター江南 支所</p>	<p>農業教育用として飼育している牛の飼料の購入は、2者から見積書を徴取し、平成19年度の執行予定額約4,446千円、20年度は約4,245千円で随意契約により単価契約を締結した。随意契約の理由として、安全な飼料の安定的購入のため、地域において販売実績のある業者であることが必要としている。</p> <p>しかし、牛の飼料を納入できる業者が複数あることから、競争入札とすべきであった。</p>
<p>教育局 久喜高校</p>	<p>平成20年度廃棄物収集運搬業務委託（契約金額357千円）に当たり、2者による見積合わせを行った。しかし、2者から提出された見積書は積算根拠が異なり、同じ条件による見積合わせが行われないうまま、業者を選定していた。</p>
<p>教育局 豊岡高校</p>	<p>平成19年度の県立学校監査において、後援会等の団体が生徒の利用に供するために設置している複写機の取扱いが、各学校で異なっていることが判明した。</p> <p>このため、教育局に対する現場指導により注意を喚起したところ、19年12月27日付け財務課長通知により、20年度から行政財産の使用許可により使用させることとした。</p> <p>後援会が生徒用に設置する複写機の取扱いについては、統一的に定められたにもかかわらず、本校においては行政財産の使用許可がなされていなかった。</p>
<p>教育局 川越養護学 校</p>	<p>平成20年4月に開設した分校における陶芸実習用の備品を購入するため、20年1月に随意契約による「工作台ほか5品（契約額882,000円）」及び「電気陶芸釜ほか2品（契約額952,350円）」の見積合わせを行った。</p> <p>2件の備品購入は、見積通知日、見積日及び納期限が同一日であり、見積業者も5者のうち、1者を除き同一であった。</p> <p>このような備品購入を一括して発注しなかったことは、不適切であった。</p>

<p>教育局 大宮北養護 学校</p>	<p>大宮北養護学校において、平成19年度の備品の購入にあたり、次のような不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>1 19年6月13日にワイヤレスアンプ（契約額99,960円）及びワイヤレスマイク（契約額26,250円）をそれぞれ別契約で購入した。1件の契約として発注し、2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 20年1月7日にワイド製版機（契約額64,050円）を発注した。Tシャツにプリント柄を印刷するには、製版機に合わせた印刷機が必要であるが、当初、既存の印刷機を活用できると見込んでいた。</p> <p>その後、既存の印刷機が使用できないと判明し、追加して2月に多色印刷機を発注（契約額72,450円）した。</p> <p>既存品が活用可能か十分な調査をして一括発注とすべきであり、その場合は10万円以上となることから、2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>
-----------------------------	---

### c 意見

対象機関	監査の意見
<p>農林部 東松山農林 振興センタ ー</p>	<p>平成20年度に一般競争入札で執行した「20上福第503号排水路護岸工事」（契約額18,900千円、落札率95.9%）の入札参加業者数は3者であった。</p> <p>入札参加資格では、「特定建設業の許可を受けている者」としたが、当該工事の規模では「一般建設業の許可を受けている者」で可能であった。</p> <p>多くの企業が入札参加できるよう、適切な入札参加資格を設定されたい。</p>
<p>県土整備部 さいたま県 土整備事務 所</p>	<p>平成9年度に実施した新芝川の不法係留船舶等排除に係る行政代執行に要した費用は、原因者が負担することになっている。この行政代執行に要した費用7,330,922円のうち、6,882,922円が未納となっている。</p> <p>当事務所では、納入通知書や督促状を年に一度は送付し、一部の債務者への自宅訪問等を行っている。</p> <p>しかし、この債権は21年8月末から9月に時効を迎えるため、土地、建物等の財産調査を行い、強制執行などの検討をする必要がある。</p>

イ 平成21年度第1回公表（平成21年10月6日）

(ア) 監査の対象機関 198機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課（報道長、総合調整幹を含む）
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、青空再生課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉施設監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、下水道課、開発指導課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課（契約局長、工事検査員を含む）、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道建設課

病院局	経営管理課（契約局長、工事検査員を含む）、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、人権教育課、生涯学習文化財課（全国生涯学習フェスティバル推進室長を含む）、スポーツ振興課
警察本部	総務課（公安委員会室、取調べ監督室を含む）、文書課、広報課（けいさつ総合相談センター、音楽隊を含む）、情報管理課（情報セキュリティ対策室、照会センターを含む）、留置管理課（留置センターを含む）、会計課（監査室を含む）、施設課、装備課（装備技術センターを含む）、警務課（採用センター、犯罪被害者支援室、企画調整室を含む）、監察官室、教養課（現任教養推進室を含む）、厚生課、生活安全企画課（生活安全指導室、防犯のまちづくり推進室、サイバー犯罪対策センター、生活安全特別捜査隊を含む）、少年課（少年サポートセンターを含む）、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課（環境犯罪対策室を含む）、子ども女性安全対策隊、地域課（航空隊を含む）、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課（刑事指導室を含む）、捜査第一課（検視調査室を含む）、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課（暴力団排除対策室を含む）、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課（交通安全対策推進室を含む）、交通指導課（放置駐車対策センターを含む）、交通捜査課、交通規制課（交通管制センターを含む）、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転教育課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課（外事特別捜査隊、国際テロリズム対策室を含む）、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部（特別機動警察隊を含む）、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成21年6月5日～平成21年8月19日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
教育局 スポーツ振興課	<p>県立武道館の雨漏りについては、平成19年度以前から懸案になっており、指定管理者制度を導入した20年4月から7月にかけても延べ14回発生した。</p> <p>このため、20年6月4日に約79万円、6月30日に約39万円、7月30日に約65万円で、専門業者に依頼して、調査及び応急修繕を実施した。</p> <p>業者からの報告では、できるだけ早く、天窓全体のシーリング打ち替えが必要と繰り返し指摘された。</p> <p>当面様子を見ることとしたが、20年8月から21年3月にかけて延べ27回の雨漏りが発生したため、21年3月に約115万円で部分修繕を行った。</p> <p>こうした対応について、事務の遅れや財務手続きの誤りなど、以下の問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門業者から天窓の全体修繕が必要との指摘を受けた時点で、費用や期間などを調査して、具体的な対策を検討すべきであった。</li> <li>2 1回目の調査及び応急修繕について、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、契約相手である1者からしか徴取していなかった。</li> <li>3 2回目、3回目の調査及び応急修繕に関する業者からの報告書等の提出が遅れ、調査等の実施から完了検査まで約半年を要した。</li> <li>4 8月以降も頻繁に雨漏りが発生していたにもかかわらず、翌年3月まで応急修繕を行わなかった。</li> </ol>

b 注意

対象機関	監査の結果
企画財政部 財政課	<p>平成20年度に締結した地方債の発行主体としての埼玉県格付等取得業務委託契約(787,500円)については、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約締結の際、見積書を徴取していなかった。</li> <li>2 前金払の事項を契約書に定めることなく、前金払をしていた。</li> <li>3 委託業務完了後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。</li> </ol>
企画財政部 交通政策課	<p>つくばエクスプレス沿線で施行中の八潮南部西一体型特定土地区画整理事業地内の県有地において、平成19年10月から電柱2本、支線1本にかかる普通財産の貸付けを行っている。</p> <p>21年1月に貸付額の算出誤りが判明し、21年度分から正しい金額に改めたが、19年度分までの差額(19年度1,279円、20年度3,110円)についても請求するべきであった。</p>
総務部 職員健康支援課	<p>平成20年4月に別所沼会館冷暖房運転・警備・清掃業務委託契約(9,870千円)を締結した。当会館は20年11月から民間委託を予定していたことから、契約期間を20年4月から10月までの7か月間とし、19年度の契約額に12分の7を乗じた額を予定価格として設定した。価格調査や具体的な積算に基づき予定価格を定めるべきであった。</p> <p>また、契約締結後に20年10月を休館とすることとしたため、警備時間・冷暖房運転日数・清掃日数に変更が生じた。業務量の増減を算定したところ、金額の増減がなかったため変更契約を締結しなかった。業務内容に変更があったことから、変更契約を締結するべきであった。</p>



<p>県民生活部 NPO活動 推進課</p>	<p>平成20年度のNPO情報ステーション運営事業委託契約(347千円)において、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。</li> <li>2 相手方から提出された業務完了報告書により、支出負担行為金額を減額したが、変更契約を締結しないまま委託料を支払っていた。</li> </ol>
<p>県民生活部 県政情報セ ンター</p>	<p>平成20年度に「特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版」の印刷(623,700円)を発注した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
<p>環境部 温暖化対策 課</p>	<p>「環境教育アシスタント」は、平成14年度に始めた事業で、現在の登録者は95名、派遣実績は例年50～60件程度である。</p> <p>「環境アドバイザー」は、7年度に始めた事業で、現在の登録者は64名、派遣実績は平成19年度までは50件程度、20年度はやや増えたが75件である。</p> <p>環境問題への社会的関心は年々高まっているにもかかわらず、専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を分析して、制度の見直しやPRの充実など、必要な措置を講ずるべきであった。</p> <p>今後は、20年度から開始した「地球にE～CO(2)と学習推進事業」も含め、環境学習の推進施策を体系的に見直す必要がある。</p>
<p>環境部 産業廃棄物 指導課</p>	<p>廃棄物処理法は、措置命令が履行されない場合や、命令するいとまがない場合などに、行政代執行法の特例として、簡易迅速な手続きにより代執行を行うことができる旨を規定している。</p> <p>寄居町に油スラッジが野積みされた事案では、平成21年2月に措置命令を出したところ、行為者から資力がなく履行できないとの意思表示があったため、家族連帯して費用を弁済することを書面により誓約させ、行政代執行の方法を採らずに県が撤去を行った。</p> <p>当事案では、行政代執行を行うことにより、撤去費用について県自らの強制徴収権限を確保し、「捨て得は許さない」という県の姿勢を示すべきであった。</p>
<p>福祉部 子育て支援 課</p>	<p>認定子ども園整備促進事業については、平成19年度の計画5か所、予算額21,500千円に対し、その実績は1か所、9,375千円と計画を下回った。</p> <p>このため、20年度定期監査において、市町村や庁内の関係部局との連携を強化し、制度の周知及び予算の効果的な執行に努めるよう監査意見を提出した。</p> <p>しかし、20年度も計画5か所、予算額21,500千円に対し、実績は1か所、599千円と、2年続けて計画を下回った。</p> <p>当該事業が進まない原因を分析し、必要な措置を講じるべきである。</p>
<p>福祉部 障害者福祉 推進課</p>	<p>伊豆潮風館の管理運営に当たり、「伊豆潮風館指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することにしているが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 四半期に1回現地モニタリングを行うべきところ、20年度は実際に宿泊してモニタリングすることを理由に年2回の実施であった。</li> <li>2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20年度は定めていなかった。</li> </ol>

<p>保健医療部 保健医療政 策課</p>	<p>平成20年度に一般医薬品の登録販売者試験実施業務委託を一般競争入札により15,645千円で契約した。</p> <p>埼玉県財務規則では、入札参加者及び契約の相手方が国又は地方公共団体との契約において一定の履行実績があるときは、入札保証金及び契約保証金を免除できるとされている。</p> <p>入札に参加した3者が提出した履行実績は、主に財団法人や社会福祉法人との契約におけるものであった。免除要件を満たさない実績であり、入札保証金を納付させるべきであった。</p> <p>また、落札者に対しても同様に契約保証金を免除したことは不適切であった。</p>
<p>保健医療部 保健医療政 策課</p>	<p>平成20年度の衛生免許ネットワーク用端末機器等の賃貸借契約(3,853千円)については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p>
<p>保健医療部 医療整備課</p>	<p>医療機能情報及び薬局機能情報提供システムは、平成20年度に同一の業者と保守業務委託契約(4,221千円)及び運用業務委託契約(3,654千円)の2件を締結している。各々の契約について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 役割分担やサービス条件などを定めた業務仕様書に同一業務と誤解されるような記載があり、各々の業務内容が具体的に記載されていなかった。</li> <li>2 業者から提出された2件の実績報告書は同一であった。また、仕様書に定めた業務内容が実績として記載されていないものがあった。</li> <li>3 確認すべき業務内容が不明確な実績報告書により、履行確認の検査を行い委託料を支払っていた。</li> </ol>
<p>保健医療部 健康づくり 支援課</p>	<p>平成20年度の下記4件の契約については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり啓発事業委託契約(900千円)</li> <li>・地域歯科保健医療従事者育成支援事業委託契約(1,100千円)</li> <li>・8020運動推進事業(乳幼児歯科保健事業)委託契約(3,500千円)</li> <li>・8020運動推進事業(成人歯科保健事業)委託契約(3,500千円)</li> </ul>

保健医療部 疾病対策課	<p>平成20年度に締結した特定疾患に係る各種帳票類の印刷契約（6件）については、いずれも同じ3者から見積書を徴取し随意契約により契約を締結したが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 4件の印刷契約、総額1,403,818円については、見積書の收受日、見積業者（3者）、契約者及び納品日が同一であった。1件の発注として、競争入札をすべきであった。</li> <li>2 別の印刷契約2件については、見積書の提出日、收受日がともに記載されていなかったが、契約者、納品日が同一であり、見積業者は上記1と同じ3者であった。1件の発注にまとめるべきであった。</li> <li>3 上記6件については、見積合わせの際に徴取した見積書のすべてに日付が記入されてなかった。また、請求書に記入された履行確認日が、相手方から提出された納品書の納品日と異なっていた。</li> </ol>
産業労働部 就業支援課	<p>平成21年度に、若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託契約（7,793千円）及び障害者雇用サポートセンター運営業務委託契約（41,650千円）を企画提案型随意契約により締結した。</p> <p>いずれの業務も、19年度は提案競技により相手方を選定し、20年度は19年度の契約相手と一者随意契約を行ったことから、20年度定期監査において一者随意契約は適切ではないことを指摘した。</p> <p>21年度は再び提案競技を行ったが、19・20年度の契約相手以外の者からは提案が得られなかった。企画提案の採用、実施に当たりそれぞれ、次のとおり不適切な点があり、結果的に一者随意契約と変わらなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託では、提案書の募集期間が平成21年2月5日から20日までと、土、日、祝日を除くと11日間であり、広く参加者を募り、優れた提案を求めるための十分な期間が取られていなかった。</li> <li>2 障害者雇用サポートセンター運営業務の募集要項には、具体的な業務内容が示されている一方で、提案を求めたい事項などは示していない。応募者の提案内容も県が示した業務内容を踏襲したもので、新たな提案はない。</li> </ol> <p>県として新たな提案を求める事項を明確にして、募集するべきであった。</p>
農林部 森づくり課	<p>平成20年度の第59回埼玉県植樹祭に際して、ツツジの苗木1,400本（613,200円）を購入した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成してなかった。</p>
農林部 農村整備課	<p>平成20年3月21日に納品されたシュレッダー（131,250円）の代金を出納が閉鎖される5月末日までに支払わなかった。</p> <p>6月に納入業者から支払の催促があったため、納品日を20年4月1日とした納品書及び請求書を提出させ、20年度の購入にかかる代金として6月24日に支出事務を行った。</p> <p>19年度の債務であり過年度支出として支出すべきところ、20年度の債務として支払ったことは不適切であった。</p>
都市整備部 都市計画課	<p>平成20年度に議事録作成業務請負の単価契約（執行予定額300千円）を締結した。契約書に「別紙仕様書に基づいて履行しなければならない」と記載されていた仕様書が作成されていなかった。</p> <p>提出すべき成果品の内容、納入期限は、契約の基本的事項であり、書面で明確にしなかったことは不適切であった。</p>

都市整備部 市街地整備課	<p>平成20年度の地方道路交付金（区画整理）整備事業負担金の納入について、収入済通知書で確認したにもかかわらず、債権管理簿に消滅年月日を記載していないものが19件あった。債権の消滅を確認したときは、債権管理簿にその旨を記載する必要があった。</p> <p>また、組合等土地区画整理事業補助金（住宅基盤）については、債権管理簿の66か所を修正液で訂正していた。帳簿書類の訂正は、訂正前の文字を読むことができるように行う必要があった。</p>
教育局 福利課	<p>教職員メンタルヘルス相談窓口は、県事業で3か所、公立学校共済組合事業で4か所の計7か所を開設している。</p> <p>同様の相談業務であるが、医師への報酬額が異なっていた。平成19年度から名称を統一して実施したが、この間に是正することを怠った。</p> <p>また、一人3回までの相談は、本人の負担をなしとしているが、相談回数を確認を行っていなかった。</p>
教育局 福利課	<p>平成20年度に行った延べ155件、約1,400万円分の修繕のうち140件（約900万円分）は、入居者や修繕業者からの報告による検査であった。</p> <p>発注者である県の担当職員による現地確認を行わず、修繕費を支出したことは、不適切であった。</p> <p>また、19年に策定した埼玉県教職員住宅管理計画に基づき今後も維持管理をする26の教職員住宅は、入居条件を緩和したにもかかわらず、21年4月現在で3住宅が入居率7割未満、うち1住宅は入居率2割である。</p> <p>入居率の低い教職員住宅については、廃止又は集約を検討されたい。</p>
教育局 高校教育指導課	<p>高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の未返還金（平成21年3月末485,980円）は、ほとんどが平成3年度から5年度に生じたもので、長期にわたり未納となっている。</p> <p>20年度は毎月、督促状を郵送するのみであり、家庭訪問や保証人への連絡を行っていないなど、債権回収に向けた取組が十分ではなかった。</p>
教育局 義務教育指導課	<p>平成20年度の市町村総合助成事業のうち「学力向上支援員配置事業」について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 4月に着手した事業に対して、6月に交付決定をしていた。</li> <li>2 配置した支援員の氏名、勤務実績が不明な実績報告書に基づいた履行確認により、補助金を確定していた。</li> </ol>
教育局 生涯学習文化財課	<p>平成15年度の生涯学習ステーションのリニューアルに伴い調達されたサーバ機器（取得価格12,576,375円）の管理について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 備品出納簿に記載すべきところ、記載していなかった。</li> <li>2 取得価格100万円以上の備品であることから、重要物品等カードを作成すべきであったが作成されていなかった。</li> <li>3 21年2月にサーバ機器を更新した際に、不用となった本件サーバ機器について、処分協議・不用決定など必要な備品処分の手続きを行わなかった。</li> </ol>

教育局 スポーツ振 興課	<p>県立学校体育施設開放事業について、管理指導員を委嘱し各校に配置するとしているが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理指導員の謝金支払の根拠が、要綱に定められておらず、個別に決裁を受けることもしていなかった。</li> <li>2 開放実績のある174校のうち、20校について、管理指導員の委嘱がされていなかった。</li> <li>3 管理指導員の委嘱時期が4月中旬以降と遅く、委嘱前に行った開放事業の業務に対し、5校で謝金が支払われていた。</li> </ol>
--------------------	--

### c 意見

対象機関	監査の意見
福祉部 福祉政策課	<p>平成15年度から20年度の間新規貸付した福祉のまちづくり資金は、平成18年度の1件、10,000千円のみであり、福祉のまちづくりの促進に十分利用されているとは言い難い。長期にわたり貸付実績が低迷している原因を分析し、抜本的に制度を見直すなどにより、福祉のまちづくりを促進する必要がある。</p>
福祉部 障害者福祉 推進課	<p>平成20年度の障害者就労定着支援事業における支援予定者数については、障害者施設から一般就労する障害者数の目標値である190名（予算額9,238千円）とした。</p> <p>しかし、実際に定着支援を行った障害者数は、17名（執行額約138千円）に留まった。実績が大きく下回った原因を分析し予算を効果的に執行して、就労した障害者の定着が図られるよう、努める必要がある。</p>
教育局 総務課 県立学校人 事課 高校教育指 導課 小中学校人 事課	<p>平成19年度・20年度の2年間に、生徒の個人情報記録されたパソコン等の盗難や紛失が5件発生したほか、生徒指導要録を誤って廃棄するなど紙文書での事故も2件発生している。事故のたびに、情報管理徹底の通知や研修などが行われているが、教職員一人ひとりに情報管理の重要性が十分浸透しているとは言い難い。</p> <p>教育局の関係各課及び教育事務所が一体となり、学校現場を指導する必要がある。また、各学校においては、校長が中心となり、すべての教職員が情報管理の重要性をしっかりと認識するよう努める必要がある。</p>
教育局 高校教育指 導課 保健体育課	<p>保健体育課の「運動部活動充実事業」と、高校教育指導課から執行委任されている「体育活動充実・活性化事業」は、いずれも県立高校の運動部活動に外部指導者を派遣する事業であるという点では同一事業である。</p> <p>両事業は一日の謝金が3,000円と5,000円、活動日数は30日を上限とするなど、画一的なものとなっている。</p> <p>部活動に対する支援の必要性は様々であり、実状に応じて日数や謝金が柔軟に運用できるよう制度を見直すなど、事業を一本化した上で、充実に努める必要がある。</p>

ウ 平成21年度第2回公表（平成21年12月15日）

(ア) 監査の対象機関 126機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター
県民生活部	平和資料館、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	北埼玉福祉保健総合センター、川口保健所、加須保健所
産業労働部	川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	秩父農林振興センター、病虫害防除所、熊谷家畜保健衛生所、農林総合研究センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業特産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター水産研究所、農村整備計画センター
県土整備部	飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所、大宮公園事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、水質管理センター、第二水道建設事務所、地域整備事務所
教育局	伊奈学園中学校、伊奈学園総合高校、岩槻北陵高校、浦和高校、大宮高校、大宮商業高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、小川高校、桶川高校、桶川西高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、春日部東高校、川口北高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越工業高校、川越女子高校、川越総合高校、川越初雁高校、川越南高校、北川辺高校、芸術総合高校、越ヶ谷高校、越谷総合技術高校、児玉高校、児玉白楊高校、幸手高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山緑陽高校、志木高校、白岡高校、進修館高校、

	杉戸高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、秩父高校、秩父農工科学高校、鶴ヶ島清風高校、所沢商業高校、戸田翔陽高校、新座高校、新座総合技術高校、羽生第一高校、蓮田高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、吹上高校、福岡高校、不動岡高校、松伏高校、松山高校、三郷工業技術高校、皆野高校、鷺宮高校、越谷西特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、新座警察署、川越警察署、所沢警察署、小川警察署、本庄警察署、児玉警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署

(イ) 監査実施日

平成21年9月3日～平成21年12月4日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果
教育局 小鹿野高校	<p>時間割・カリキュラム作成支援システム用機器等賃貸借契約については、想定したリース期間（平成16年度～20年度）が満了したため、21年度については、1年間を契約期間として再リース契約を締結した。</p> <p>当該契約に含まれていた定期保守について、業者が行っていなかったにもかかわらず、定期保守代を含めた賃貸借料を支払っていたことは不適切であった。</p>

b 注意

対象機関	監査の結果
環境部 越谷環境管 理事務所	<p>平成20年度にOA機器を廃棄するに当たり委託した産業廃棄物収集運搬業務（5,250円）及び処分業務（1,050円）について、次の点が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該2件の契約書に事務所長の記名、押印がなかった。</li> <li>2 履行確認の時点で検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。</li> <li>3 処分業務の履行確認の検査を4月2日に行った。産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された処分終了日は4月3日であり、業務の完了前に検査をしていた。</li> </ol>
県土整備部 飯能県土整 備事務所	<p>平成21年度に事務所の車庫の大型シャッター（788千円）及び玄関の自動ドア（525千円）を修繕した。これらの予定価格は50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>
県土整備部 行田県土整 備事務所	<p>平成20年10月に発注した橋りょう整備工事(昭和橋迂回路工)は、先に施工中の工事(旧橋下部撤去工)と関連するため、同一業者と随意契約をした。</p> <p>1社のみから見積書を徴する場合は、設計金額の事前公表を行わず、事後公表するとされている。</p> <p>見積指名の通知書に設計金額を記載し、事前に公表したことは不適切であった。</p>
教育局 岩槻北陵高 校	<p>平成20・21年度の修繕、物品購入等の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年3月に行った換気扇フード塗装・交換（732,900円）では、業者からの完了通知を受けることなく3月31日に履行確認をしていた。4月1日に提出された完了通知書には、完了年月日が記載されていなかった。</li> <li>2 21年5月に教師用指導書を購入（539,070円）した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</li> <li>3 20年8月に、雨水排水管の修繕を2箇所（78,750円、33,600円）行い、後援会会計から支出した。</li> </ol> <p>修繕すべき箇所の調査や見積合わせを怠り、それぞれ口頭で修理を依頼したため、県費を支出するために必要な書類が整わなかったことから、安易に後援会会計に負担させた。</p>



教育局 浦和高校	<p>平成20年度の工事請負、修繕及び業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21年2月に緑化ネット設置工事請負契約(714,000円)を締結した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 21年3月にプール棟管理室防犯ガラスの修繕(123,774円)をした。契約金額が10万円以上であり、複数の相手から見積書を徴すべきところ、1者のみであった。</p> <p>3 20年度に夏季電力消費量調査及び冬季電力消費量調査の業務委託契約(1,995千円(夏季、冬季同額))を締結した。継続してデータを比較する必要があることを理由に前年度に調査を実施した1者から見積書を徴取し、随意契約としていた。しかし、仕様書で調査方法を明示することにより、他の業者でも行える業務であったことから、競争入札とすべきであった。</p>																									
教育局 大宮高校	<p>平成21年3月12日に3者による見積合わせを行い、同日付で生物室改修工事契約(729,750円)を締結した。</p> <p>しかしながら、契約締結日より前の3月9日には、当該改修工事の際に排出される産業廃棄物処理の契約が、当該受注業者と産業廃棄物処理業者との間で締結されていた。</p> <p>加えて、当該工事の予定価格調書を作成したのは、見積合わせを行った翌日の3月13日であった。</p> <p>実態は、3者による見積合わせの前に1者との随意契約が成立しており、不適切であった。</p>																									
教育局 川越総合高校	<p>平成21年3月に金属くずを産業廃棄物処理(52,500円)し、3月23日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月25日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>																									
教育局 児玉高校	<p>平成20年4月に教師用指導書を購入(546,380円)した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p>																									
教育局 児玉白楊高校	<p>平成20年度に現金領収した野菜・花卉の販売代金について、払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤りがあった。また、生産品出納簿に記載していないものがあった。</p> <p>1 払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤り</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">現金出納簿</th> </tr> <tr> <th>現金領収日</th> <th>領収金額</th> <th>払込日</th> <th>受入日</th> <th>払出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月9日(日)</td> <td>36,700円</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>3月7日(土)</td> <td>40,000円</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> </tr> <tr> <td>3月12日(木)</td> <td>40,000円</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生産品出納簿の記載漏れ</p> <p>2月6日(金) 販売 ミニカトレア 10鉢</p> <p>3月7日(土) 販売 パンジー 400株</p> <p>3月12日(木) 販売 パンジー 800株</p>	現金出納簿					現金領収日	領収金額	払込日	受入日	払出日	11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)	3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)	3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)
現金出納簿																										
現金領収日	領収金額	払込日	受入日	払出日																						
11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)																						
3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)																						
3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)																						
教育局 児玉白楊高校	<p>平成20年7月、重要物品であるシーケンス制御負荷装置の売払い処分を行った。しかし、埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定、売払い等、一連の事務手続きを行うことなく処分していた。</p>																									
教育局 鶴ヶ島清風高校	<p>平成21年3月に生徒用机・椅子を産業廃棄物処理(70,875円)し、3月28日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月30日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>																									

<p>教育局 所沢商業高 校</p>	<p>平成20年度に発注した校舎屋上屋根塗装工事請負契約(1,554千円)については、21年3月31日に工事完成通知が提出されたにもかかわらず、翌年度の4月6日に完了検査を行った。 適正な工程管理の下に、年度内に完了検査を行うべきであった。 また、完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するべきであった。</p>
<p>教育局 深谷第一高 校</p>	<p>平成21年2月にアームチェア(78,750円)を、同年3月にソファー(75,075円)を購入した。それぞれの価格が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行った。 これら2点は同じ休養室に設置され、見積及び納品とも同じ業者から1か月以内に行われていた。 計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴するべきであった。</p>
<p>教育局 不動岡高校</p>	<p>平成20年度の監視制御装置修繕工事(1,761,900円)の執行に当たり、緊急に修繕を行う必要があることを理由に1者による随意契約とした。 11月4日の設計図書の提示から11月14日の見積書提出日まで11日間の見積期間を設けており、複数業者による見積合わせが可能である。 また、見積書を徴した翌日の11月15日に予定価格調書を作成していた。 事前に予定価格調書を作成した上で、複数業者による見積合わせをするべきであった。</p>
<p>教育局 松伏高校</p>	<p>平成20・21年度の業務委託契約の履行確認について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 20年度の空気環境測定業務委託(141,750円)の検査は、契約書により業務完了報告書を受理した日から10日以内に行うこととなっている。 8月31日に提出された報告書の検査が10月1日、10月31日に提出された報告書の検査が12月1日と、繰り返し遅延していた。</li> <li>2 21年度の一般廃棄物処理業務委託(505,008円)の8月分の検査は8月31日に行なったことになっているが、当日、検査員は夏季休暇を取得していた。</li> <li>3 20年度の樹木維持管理業務委託(378,000円)の完了通知書が10月27日に提出されたが、特段の理由もなく、検査は11月14日と遅延していた。</li> </ol>

エ 平成21年度第3回公表（平成22年3月5日）

(ア) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	入間東福祉保健総合センター、比企福祉保健総合センター、秩父福祉保健総合センター、児玉福祉保健総合センター、埼玉北福祉保健総合センター、所沢保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、幸手保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	新三郷浄水場、吉見浄水場、第一水道建設事務所
教育局	長瀬げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高校、上尾橘高校、上尾鷹の台高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、入間高校、入間向陽高校、岩槻商業高校、浦和北高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮東高校、大宮南高校、川口高校、川越西高校、川本高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋高校、鴻巣高校、坂戸西高校、杉戸農業高校、玉川工業高校、常盤高校、所沢高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、新座柳瀬高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生実業高校、飯能高校、飯能南高校、日高高校、本庄高校、本庄北高校、松山女子高校、三郷北高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、寄居城北高校、和光

	高校、上尾かしの木特別支援学校、川越特別支援学校、騎西特別支援学校、越谷特別支援学校、さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和西警察署、大宮東警察署、上尾警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、熊谷警察署、寄居警察署

(イ) 監査実施日

平成21年12月4日～平成22年1月28日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘

対象機関	監査の結果																																
危機管理防災部 消防学校	平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。 しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。																																
保健医療部 衛生研究所	平成20年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のような不適正な事務処理を行った。 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を10万円未満に分割した。 2 12月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたこととして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。																																
教育局 飯能高校	平成20年7月から21年10月まで、以下のとおり生徒から現金納入された全日制生徒の授業料及び諸会費の一部(滞納された一月分の授業料に満たない端数金額)を金融機関等に払い込まず保管した。最終的に21年11月に、これらを合わせて授業料に充当し、指定金融機関等に払い込んだ。 長期に渡り現金を保管した行為は、現金収納の取扱いに照らし極めて不適切であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納入日</th> <th>納入額</th> <th>端数金額</th> <th>(累計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年 7月24日</td> <td>20,400円</td> <td>600円</td> <td>( 600円)</td> </tr> <tr> <td>11月 4日</td> <td>50,000円</td> <td>500円</td> <td>(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>12月 2日</td> <td>42,000円</td> <td>2,500円</td> <td>(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>21年 3月 5日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(3,800円)</td> </tr> <tr> <td>4月 6日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(4,000円)</td> </tr> <tr> <td>10月23日</td> <td>10,000円</td> <td>100円</td> <td>(4,100円)</td> </tr> <tr> <td>11月12日</td> <td>10,000円</td> <td>0円</td> <td>( 0円)</td> </tr> </tbody> </table>	納入日	納入額	端数金額	(累計額)	20年 7月24日	20,400円	600円	( 600円)	11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)	12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)	21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)	4月 6日	20,000円	200円	(4,000円)	10月23日	10,000円	100円	(4,100円)	11月12日	10,000円	0円	( 0円)
納入日	納入額	端数金額	(累計額)																														
20年 7月24日	20,400円	600円	( 600円)																														
11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)																														
12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)																														
21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)																														
4月 6日	20,000円	200円	(4,000円)																														
10月23日	10,000円	100円	(4,100円)																														
11月12日	10,000円	0円	( 0円)																														

b 注意

対象機関	監査の結果
危機管理防災部 消防学校	平成21年度寝具類賃貸借契約について、平成21年3月に指名競争入札を電子入札で実施した。参加6者中5者は電子入札を行ったが、1者については、電子入札ができないことを県に連絡し、了解を得て紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。 しかし、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わずに入札を認めたことは、不適切であった。
福祉部 埼玉学園	平成20年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約(いずれも5年間の長期継続契約)に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ63,630円と149,869円であることから予定価格調書を作成しなかった。 契約期間全体の執行予定額は、それぞれ636,300円と1,498,690円であり、いずれも50万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。

保健医療部 衛生研究所	<p>重要物品であるネットワークシステム用サーバー（平成10年取得、2,121,000円）、放射能測定装置（平成7年取得、2,204,200円）の処分について、いずれも廃棄した年度が明確ではなく、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定伺、廃棄伺を行うことなく処分していた。</li> <li>2 重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項の記載が行われていなかった。</li> </ol>
農林部 中央家畜保健衛生所	<p>平成21年1月5日にアシストチューブ他の医療消耗品（59,346円）及び防塵マスク他の医療消耗品（82,005円）を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。</p>
農林部 川越家畜保健衛生所	<p>平成20年5月19日にプラスチック手袋他の医療消耗品（59,398円）及びアイソジェン-L S他の医療消耗品（94,762円）を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>また、平成21年3月25日にツベルクリン他の医療消耗品（76,765円）及びダイナビーズ（80,325円）を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。いずれも1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。</p>
農林部 秩父高原牧場	<p>秩父高原牧場管理規則第4条では、畜産業使用料及び畜産業手数料の納期限を毎四半期に係るものは当該四半期の末日としている。</p> <p>しかし、平成20年度に263件、21年度に138件あったすべての畜産業使用料及び畜産業手数料の徴収手続きにおいて、調定と納入通知書の発行が遅れたため、当該四半期の末日までに納付されていなかった。</p>
県土整備部 熊谷県土整備事務所	<p>平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事（需用費）（499,800円）及び公園等建設工事（需用費）その2（499,800円）を随意契約により行った。</p> <p>2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
教育局 大滝げんきプラザ	<p>平成21年2月から3月にかけて、配管凍結防止修繕（567,000円）、浴槽タイル補修工事（924,000円）、宿泊棟A屋根及び木工室雨漏り防水工事（693,000円）並びに宿泊棟便所スイッチ配線修理（747,600円）を実施した。</p> <p>これらは、いずれも予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
教育局 騎西特別支援学校	<p>平成20年度及び21年度の以下の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 20年度及び21年度にグリストラップ汚泥処理（65,782円）の委託契約を行ったが、検査調書を作成していなかった。</li> <li>2 20年4月にLPガスの単価契約（250円/m<sup>3</sup>）を締結した。予定価格調書には、予定単価に予定数量を乗じた額を記載していたが、予定価格は予定単価とすべきであった。</li> </ol>

<p>教育局 久喜特別支 援学校</p>	<p>平成20年度及び21年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21年3月中に以下のとおり、同一の業者から複数回、同種の消耗品を購入した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取するべきであった。</p> <p style="padding-left: 40px;">トナーカートリッジ 4件 230,811円 給食用食器 3件 244,335円 カーテン 3件 214,200円</p> <p>2 21年8月17日に同一の業者により、汚水処理制御盤修繕(94,500円)及び厨房屋外排水 管修繕(39,900円)を執行した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を 徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書 を徴取するべきであった。</p>
<p>教育局 和光南特別 支援学校</p>	<p>平成20年度及び21年度の油水分離槽清掃業務について、計3回実施した委託業務の履行確 認検査を20年8月22日、12月26日及び21年8月6日にそれぞれ行った。業務完了届の日付は 20年8月31日、12月31日及び21年8月27日であり、いずれも業務の完了前に検査を行ったこ とは不適切であった。</p>
<p>教育局 熊谷工業高 校</p>	<p>平成21年3月に産業廃棄物処理業務委託契約(142,275円)を締結した。契約金額が 10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、2者のうち1者について、事前 に徴取した参考見積書をそのまま使用しており、実質的に1者からの見積書徴取となったことは 不適切であった。</p>
<p>教育局 熊谷農業高 校</p>	<p>平成20年6月と10月に産業廃棄物処理を業者に委託し、それぞれ6月11日と10月20 日に完了検査を行った。</p> <p>しかし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日はそれぞれ6月13日と 10月22日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>
<p>教育局 妻沼高校</p>	<p>平成20年10月に体育館1階トイレ改修工事(659,662円)を実施した。予定価格が 50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>

## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査対象団体及び実施団体

県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び県の公の施設を管理している指定管理者に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか

監査実施団体	平成21年度	平成20年度
出資団体 (指定管理者を兼ねる団体)	12 (うち5)	7 (うち3)
補助金等交付団体	27	53
指定管理者 (施設数)	19 (26施設)	6 (12施設)
監査実施団体 計	53	63
監査実施箇所 計	65	72

### (2) 監査の結果

#### ア 指摘

なし

#### イ 注意

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)
財団法人 埼玉県公園 緑地協会	<p>財団法人埼玉県公園緑地協会(埼玉スタジアム2002公園)は、県からの委託事業において、液晶テレビ(64台)、ブルーレイレコーダー(23台)及びテレビスタンド・取付金具一式(47台)を1者による随意契約で購入(契約額:11,445,000円)したが、1者による随意契約の明確な理由がなかった。</p> <p>財団法人埼玉県公園緑地協会の財務規程に基づき、複数の業者による入札又は見積合わせを実施する必要があった。</p> <p>(平成21年12月15日・第2142号)</p>



### 3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

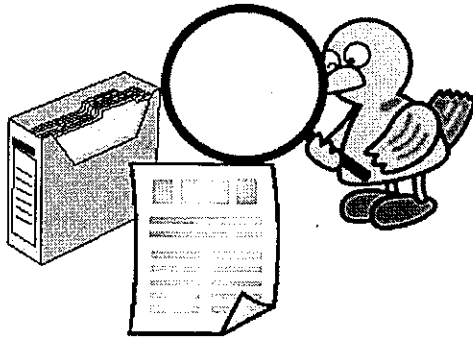
この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

#### (1) 年度別処理状況（平成17年度以降分）

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成17年度	1	—	—	1	—	
平成18年度	0	—	—	—	—	
平成19年度	1	—	—	1	—	
平成20年度	1	—	(*1) 1	—	—	(*1)一部却下
平成21年度	3	—	(*2) 1	2	—	(*2)一部却下

#### (2) 請求事案及び結果（平成17年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
17. 8. 17	H16.7 参議院議員選挙における特定候補者の選挙運動用自動車の燃料代支出に関する件	17. 9. 20 却下	
19. 12. 18	埼玉県教育委員会教員採用選考試験の支出に関する件	20. 1. 22 却下	
21. 2. 17	旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地に係る埼玉県と日本赤十字社との売買契約に関する件	21. 3. 27 棄却 (一部却下)	21. 4. 24 住民訴訟 (継続中)
21. 4. 1	行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件	21. 5. 29 棄却 (一部却下)	
21. 4. 21	情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件	21. 5. 20 却下	
21. 10. 22	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件	21. 12. 1 却下	



平成21年度  
事務概要

平成22年3月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp